

野川で遊ぶまちづくりの会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、野川で遊ぶまちづくりの会（以下「野川の会」という）とする。

(目的)

第2条 野川の会は、調布の野川、野川周辺、野川へ流れる小川（湧水を源泉とする農業用水）等をフィールドにして、市民に呼掛けをして自然観察会、水遊び、水路清掃等の活動をとおして、自然とふれあい、そこに住む生き物と接することにより、川のあり方を考え、人のあり方を考え、そこに川があることによるすてきでよりよい生活環境を取り戻し、あるいは創り出すことを目的とし、1991年2月1日設立する。

(基本理念)

第3条 野川の会は、自然との共生を基本理念に、自分たちのまちを、自分たちで考え、自分たちでつくることをめざす。

(活動)

第4条 野川の会は、基本理念をもとに次の活動を行う。

- (1) 野川で子供が泳ぐことができるようにするための提言など
- (2) 野川の周辺の環境である雑木林、田んぼ、畑、湧水を守る
- (3) 野川の周辺の環境で子供たちと遊ぶ

(会員)

第5条 野川の会の目的を理解し、賛同するものは誰でも会員になることができる。団体会員・個人を正会員とし議決権を有する。会の目的に賛同し支援するものを賛助会員とする。

- (1) 個人会員
- (2) 賛助会員

(入会)

第6条 野川の会の会員になろうとするものは、入会申込書を提出するものとする。

(会費)

第7条 年会費は以下のとおりとする。

- (1) 個人会員 2,000円
- (2) 賛助会員 10,000円

2 既納の会費は返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 除名したとき

2 会員は、退会しようとするときは、野川の会に退会申出書を提出しなければならない。

(役員)

第9条 野川の会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 2人以内
- (3) 会計 2人以内
- (4) 役員 10人以内

2 野川の会の役員（以下「役員」という）は、会員の中から互選する。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(監査役)

第10条 野川の会に監査役を置く。

2 監査役は、会員の中から互選する。

3 監査役の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第11条 野川の会に事務局を置く。

2 事務局は次に掲げる事務局員を置く。

- (1) 事務局長 1人
- (2) 事務局員 若干名

3 事務局は、野川の会の事務を処理する。

(報酬及び費用弁償)

第12条 役員、監査役、事務局長及び事務局員（以下「役員等」という）の報酬の額は、別に定める。

2 役員等が野川の会の用務のために支出した費用は、弁償することができる。

(会議)

第13条 野川の会の会議は、役員会とする。

2 役員会は、役員、監査役及び事務局長で構成し、各年度の運営方針等を討議し、会務を執行する。

3 会議は原則として全て公開とし、だれもが傍聴及び発言できるものとする。

(会の所在地)

第14条 野川の会の事務所は代表宅に置く。

(規約の改定)

第15条 規約の改定は役員会の議決により行う。

附則

この規約は 2005年1月1日から発効する。

附則（2017年10月20日改定）

1 第9条に第4項を追加

この規約は 2017年10月20日から発効する。

附則（2020年4月17日改定）

1 第2条に設立日を明記

2 第14条の所在地を限定

3 第15条を追加

この規約は 2020年4月17日から発効する。